

平成 24 年 第 1 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 24 年 1 月 11 日（水）午後 1 時  
場 所：教育委員会室

委員長	土田 アイ子
委員長職務代理者	吉野 弘保
委員	松原 秀成
委員	早川 大府
委員（教育長）	浅野 潤一

事務局	教育推進課長	土屋 典昭
	学務課長	住田 雅一
	指導室長兼教育研究所長	建部 豊
	学校施設担当課長	永井 博史
	統括指導主事	荒井 秀樹

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	丸山 繼典
	同 主査	岩生 裕治

	開会時刻 午後1時00分
土田委員長	<p>ただ今から、平成24年第1回教育委員会定例会を開催します。本日は傍聴の申し出はありません。</p> <p>日程第1、署名委員の決定。吉野委員と早川委員にお願いします。</p> <p>日程第2、教育関係事務報告。報告第1号について事務局から説明をお願いします。</p>
土屋 教育推進課長	<p>報告第1号は、第29回伝統工芸展に対する教育委員会後援名義の使用承認についてでございます。江戸川区の伝統工芸は、ご案内のとおり二つの団体がございまして、それぞれ年1回工芸展を開催しておりますが、今回は伝統工芸保存会のほうの展示会でございます。</p> <p>2月8日から2月14日まで、タワーホール船堀の展示ホールで開催するものでございまして、2月8日には表彰式が行われます。教育委員長より教育委員会賞を授与していただくこととなります。</p> <p>例年どおり、後援名義使用の他、会場の提供・ポスター印刷ということで後援したいと考えております。以上でございます。</p>
委員長	何かご質問はございますでしょうか。
早川委員	なかなかきれいで、高価なものが並びますよね。
委員長	特にご質問はないようです。報告第1号については、了承いたしたいと思います。次に、報告第2号について、事務局から説明をお願いします。
建部指導室長	<p>それでは私から、読書科が文部科学省の教育課程特例校の正式な指定になるというご報告をさせていただきます。</p> <p>2年前にプレス発表となり、その後、荒井統括指導主事と指導主事を中心に内容を検討してまいりまして、この夏に都教委を通じて文部科学省に正式にこういう活動をやりたいということで申請をしました。</p> <p>この特例校というのは、まず内容を認めていただき、その時間の扱いを、例えば総合的な学習の時間を読書科にして構わないとか、社会や理科で図書館を活用する期間について、教科の時間を削ってこちらに充てても構わないといったような、教育課程を柔軟に編成していいということを国に認めていただくというものです。</p>

	<p>結果的には、内容的に国が今進めている読書の推進とも一致しているということで、12月22日に文部科学大臣の指定がございました。都教委からは昨日情報をいただきましたので、今日報告させていただいております。</p> <p>これで一つお墨つきをいただいたということにはなりますが、これから中身で勝負していかなければなりませんので、これからまた進めていきたいと思っております。以上、報告でございます。</p>
委 員 長	これはすばらしいことですね。
早 川 委 員	特に指導室を中心とした努力に感謝します。ところで教育課程特例校という言い方ですけど、全校で実施という解釈でいいのでしょうか。
指 導 室 長	書き方は指定校になっておりますけど、江戸川区の場合は、小・中学校全校を指定ということでございます。
早 川 委 員	これは、大いに宣伝をするといいです。他にはないわけでしょう。こういうことは自慢というか、区民にも明るい希望になりますしね。特に、図書ボランティアでやってくださっている方にも早くニュースを流したらいいと思います。
松 原 委 員	<p>ある意味フロンティアですね。文科省の固い扉をこじ開けるというのは非常に至難の業で、江戸川区が取り組んだサタデースクールも、実はそうだったのですけど。</p> <p>ぜひ一歩一歩積み重ねていって、江戸川区の大きな特色になってくれればいいなと思いますね。</p>
早 川 委 員	<p>できれば、夏の意見交換会でもう一度これをテーマに教職員の話を聞きたいですね。</p> <p>それにしても、文科省に対して正規の手続きを踏んでやるというのは重要なことで、これは全国にも普及すると思います。その時に、最初に江戸川区がやったのだと言えるので、成果が出るのは時間がかかるかもしれないけど、きっとやれるといいですね。</p>
吉 野 委 員	こういう結果が出たということは嬉しいですし、努力していただいた結果だと思います。

	<p>よく学校の先生方なんかに、読書科ってどうなっているのですかと聞かれていたのですけど、まずはこういう結果が出たということで、進んでいけるかなと思いますし、これから中身をしっかりと学校に伝えて、指導してもらえるといいかと思っています。</p> <p>それから、読み語りなどのボランティアをやっている人からも、よくはわからないけど読書科というのを進めているのですかといった話を聞くので、そういう方にもこの中身を伝えていけば、とても現場は喜ぶのではないかと思います。</p>
早川委員 指導室長	<p>24年度からやることについて、人・物・お金はどうなっていますか。</p> <p>最初から全てをそろえるというものではありませんが、まず、図書の購入については少し手厚く考えています。これは読書科というより、読書改革プロジェクトという全体的な読書推進の動きの中で購入費用について増額し、物としての本を活用していただくということです。</p> <p>読書科について言えば、本をそろえるというだけではなくて、まず、これから3ヶ月の間に、お手元のA3版の資料、この中身を学校に理解していただこうと考えています。今、荒井統括を中心に、指導事例集も作成しているところです。小学校・中学校に分けて作成中でございまして、これも示しながら4月からの円滑な実施につなげていきたいと思っております。</p>
松原委員 委員長	<p>本をそろえるだとか、物理的なことだけでこの取り組みをやっていっても、なかなか発展しないですよね。</p> <p>先生方が本当にこれを議論して、全体で同じ方向を向いて取り組むという、ぜひそういう努力をして欲しいと思います。学校で本当に先生方が一丸となってやっていかないといけないので。</p> <p>これを持って私も学校を回っていこうかなと思っています。</p> <p>ここまでついに来たかと、なんか感動的ですね。</p>
早川委員	<p>江戸川区は一昨年の岡本海渡君の事件もあるし、イメージというのがあるわけで、明るい旗を立てたというのは重要なとおもいます。多分、区長もいろいろなところで触れるのではと思います。</p> <p>それと、お金をかけるというのはご時世に合わないので、PTAとか学校応援団、地域の人たちに、こういういいことをやるのだから協力をしていた</p>

	<p>だきたいというようなことを、校長を中心とした一つのプロジェクトとしてやっていくと、なかなかおもしろくなると思います。</p>
委 員 長	<p>かつて、すぐすぐスクールを始めたときも、区、教育委員会、地元の方たち、さらに議会筋も一丸となってPRして、官も民もなく取り組んだんですよね。結果として、放課後の児童の居場所といえば、すぐに江戸川区の名が出るくらい有名になりました。</p> <p>今回はそれを上回るというか、学力調査のときに必ず話題になるのは、読書をすると学力が上がるということなのですが、それを江戸川区は先駆を切って取り組むわけです。</p>
早 川 委 員	<p>これを学校だけの問題としてとらえずに、地域の方やいろいろな方の協力の中で、総動員で次の世代の子どもたちを育てるのだという感じでいけば、うまくいくのではないかという気がしますね。</p>
委 員 長	<p>朝の読書を何校か見させていただいたのですけども、その中で高学年のお兄さん、お姉さんが低学年の子に読み聞かせをやっていて、それも、特別製の大きな絵本でやっているところがありました。聞いてみると、読書ボランティアの方たちが応援して、購入してくださったのだということでした。</p>
早 川 委 員	<p>調べられたら、江戸川区内での本の売れ行きについて調べておくと面白いかもしれないですね。このことで本の売れ行きが増えるかどうか。そこまでいくかどうか。</p>
吉 野 委 員	<p>この資料の中に、指導事例を今後各学校に提供できるように、読書科検討委員会で作成していくとあるのですけど、この委員会というのは今あるのですか。</p>
荒井 統括指導主事	<p>この検討委員会では、国語部長の校長先生、総合的な学習の部長、それとそれぞれの部員の先生方をあわせて、小・中学校別に内容を検討して事例を作っているところです。最終的には学校LANに掲示をして、どの学校のどの先生も自由に使える形で示していく方向です。</p>
委 員 長	<p>ありがとうございました。それでは次に、日程第3の議題に入ります。継続となっております、平成23年陳情第3号の議案を議題といたします。</p>

	新たなご意見や情報提供等ございましたらお願いしたいと思います。この間、陳情者からは何かございましたか。
教育推進課長	特にありません。
早川委員	国レベルや東京都レベルで新しい動きはありませんでしたか。
住田学務課長	昨年末に厚生労働省より、今年4月からの食肉等の新たな基準ということで、一般食品などは今の暫定規制値に対して5倍ぐらい厳しくなるといったものが示されました。これは流通している食品などについても適用されるということになります。
松原委員	中央の段取りというか、対応は遅いですね。それで、小・中学校の給食の食材ばかりがいろいろと出てくるのですけど、全体を見ると、保育園はどうか、病院などはどうかということもあります。やはりじっくり考えていったほうがいいのではないかと思いますね。
早川委員	ここは教育委員会なので、学校給食についてということではありますが、弁当だって危ないといえば危ないわけですし、集団給食を出しているところは、病院、老人施設、保育園と、いくらだってあるわけです。区全体で考えていかなければいけない中で、教育委員会だけで独走して動くという考え方にはならないと、前から申し上げているところです。
吉野委員	私もそう思います。教育委員会では、陳情があったからこういう議論もしていますが、これはもともと国でしっかり考えなければいけないことだと思います。 ただ、区議会にも陳情があり、教育委員会でもこうして時間を取っているわけですが、区として一括して検討するとなると、例えば危機管理室とか保健所ということになるのでしょうか。
教育長	全体的な情報の集約は、危機管理室でやることになっていますが、今おっしゃられたように健康部や、それから測定については環境部など、いろいろな部署が関わっています。 ただ、これはどこの部署がということではなく、区として国に先駆けて何かを決めてやっていこうという考え方を今は持っていないわけです。

	<p>状況として少し変わっているとすれば、健康部に食材の測定器が1台貸し出しされ、保健所に設置されます。あれは持ち出しどける機械ではなくて、そこに検体を持って行って測るというものですので、これまでも食品検査の監視員なんかが流通している食品についていろいろ調べていますので、それと同じような扱いということになると思いますが、学校を一律にやるとか、どこかの学校を全て対象にするとかいう動きは、今のところありません。</p> <p>それから、文科省から測定器の補助を出すかわりに、40ベクレルという基準をつくって、という話もありましたけど、あれは東京都全体で5台買うということになり、それは給食の食材の検査に使うということですが、ブロック単位に1台、どこかに置いて、複数の区で使ってというようなことになります。東京都で5台しかないものを、全ての学校で、何か問題があったら使ってということですので、余り現実的ではないと思います。</p> <p>いずれにしても、消費者の現場でこれは放射能に汚染されているかどうかと確認しながら食べていくということは、どう考えても現実的ではないと思うのです。それよりも、今度は基準が厳しくなりますので、生産地でその基準に従った検査をして出荷をするという方法になれば、相当安心度は高まるのではないかでしょうか。</p>
松原委員	横浜市で、毎日でしたか、給食を全部まぜて測るというのが報道されて、それは現実的ではないなと個人的には思ったのですけど。
学務課長	1校の食材をはかつて発表するというやり方ですね。ただ、横浜市は江戸川区よりもさらに学校数が多いので、市全体から見てどうなのかということがあります。また千葉でも同様に事後的にサンプルをミックスして検査ということをやっています。
早川委員	避難しなければいけないとか、そういうところではないところで個別に、場合によってはスタンドプレーでやるというのは、決して望ましいことではないと思いますね。
委員長	多岐にわたってご意見を聞かせていただきました。 今後も、国の動向と当局の動向、それから民間のいろいろな情報等をしつかり押さえたうえで審議してまいりたいということで、本日は継続ということでおろしいでしょうか。

	[「はい」と呼ぶ者あり]
委 員 長	<p>それでは、そのようにいたします。</p> <p>続いて、第1号議案を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
教育推進課長	<p>第1号議案は、平成24年度の江戸川区教育委員会の教育目標・基本方針についてです。</p> <p>資料は、平成23年度と平成24年度の案を対照表の形にしております。</p> <p>根幹となる教育目標の変更は考えておりません。その下の基本方針について、23年度からの修正案をご説明いたします。</p> <p>基本方針1、人権尊重の精神の育成については、見直しはございません。</p> <p>基本方針2、健全育成活動の推進の中の（1）について、「非行防止や犯罪から身を守る教育」というところを、「防犯・防災・安全教育」とし、さらに「自分たちの身を守る意識を高める」という記述を加えております。</p> <p>次に（4）でございます。いじめや不登校への対応として、学校づくりだけではなく、全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、校内の教育相談体制の整備を推進していくというふうに改めました。</p> <p>次の（5）では、食育の部分に、食育リーダーを指名するという具体的な内容を加えさせていただきました。</p> <p>続いて基本方針3、学校教育の充実ですが、（1）の「学校公開や学校評価を積極的に実施」という記述から、積極的という記述を削除しております。</p> <p>次に（2）の中で、「小・中学校連携校のモデル校」を指定というところを「小・中学校連携の研究校」と改めました。</p> <p>（3）は、読書活動を読書科に改めております。</p> <p>続きまして（5）は、「学力や体力の実態を十分に把握して」という記述を、「学力や体力についての調査を実施し」という、学力調査を踏まえた記述に変更しております。</p> <p>次に（6）では「コンピュータなど」を「ICT機器」としました。</p> <p>最後に（10）ですが、ここは全文を変更しました。ここでは「校舎等の耐震化」を「さらなる耐震性能の向上」というふうに表現をあらためております。</p> <p>以上、事務局の案として提示をさせていただきました。2月には全校に示し、各学校ではその内容を踏まえて新年度の教育目標を設定していくということになりますので、ご審議のうえ、できましたら1月中に決定いただけないと考えております。よろしくお願いします。</p>

委 員 長	何かございますか。
早 川 委 員	基本方針2の（5）ですが、23年度から24年度で性に関する指導というのがなくなりましたけど、何か意味があつてのことですかね。
松 原 委 員	性のところもそうですし、（1）の情報のモラルについても、ネット社会が深刻な中で今年度は文言が入っていますが、24年度にはないというのは防犯、規範意識という考え方でくくっているということでしょうか。
指 導 室 長	<p>今回の文言整理にあたって、例えば防災教育は、今、喫緊の課題であるということ、生活リズムの公開講座は、江戸川区独自の取り組みということで明記しております。一方で情報モラルも性に関する指導も、当然大事だということは認識しておりますが、これらは既に学習指導要領の中に位置づけられている内容でもありますし、あえてここで明記しなくとも、全国共通でやっていかなくてはいけないことと捉えております。</p> <p>これまで、中学生の性に関する興味半分からの事件であるとか、そういうことがあって明記してきた背景があるとは思いますが、この指導は全国共通で行っているというところで、あえて文言整理させていただいたということです。重要課題だという認識は引き続き持っております。</p>
松 原 委 員	よくわかりました。
早 川 委 員	あと一つ、昨年もありませんが、小さいころからの喫煙をなくす教育というのも学校では取り組んでいますよね。喫煙や薬物、生活習慣病なんかについて専門家を呼んで話を聞いたりしています。これなどはどうですかね。
指 導 室 長	未成年の喫煙、あるいは飲酒もそうですが、法律で禁じられているという前提がありますので、当然のこととしてあえて抜き出してはおりません。ただし、健康教育という側面から課題という認識は持っています。
早 川 委 員	これは東京都の教育委員会に上げていくのですか。
教育推進課長	これは独自のものです。

委 員 長	防災という言葉については、災害を防ぐということ自体がどうなのかという考え方がありますね。被災地などで話をうかがっていても、学校の先生も最大限の努力をしていて、それでも防ぐというのは難しいと。それよりも減らす努力、減災をどこまでやるかという議論が占めてきているそうです。
吉 野 委 員	そういうことでは、「自分たちの身を守る意識を高めるとともに」という言葉が今回しっかりと入っていまして、これはそのあたりを意識して入れてくれたのだなと感じています。防災というよりも、起きたときにどうするかということ、自分たちの身は自分たちで守るものであるということを、私たちも子どもたちも考えて動くということが大事です。
委 員 長	自分自身が身を守るということ、とにかく逃げる、津波でんでんこではないですけども、国も防災教育を見直すといっていますよね。
早 川 委 員	今回の特徴は、防犯・防災・安全教育。自分たちの身を守るということでおろしいのではないでしょうか。
委 員 長	自らの命は自らで守るということを前提に、防災や減災、危機管理というのを学んでほしいと思います。 他にはございませんか。それでは、第1号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
	[「はい」と呼ぶ者あり]
委 員 長	それでは、そのように決定いたします。 次に、第2号議案を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
教育推進課長	第2号議案は、幼稚園教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正でございます。第1回区議会定例会に上程したく、総務部に立案請求するものです。 新旧対照表をご覧ください。新たに特別休暇として育児参加休暇を新設するというものでございます。区長部局の職員とあわせて新設されるものでして、この休暇は、男性職員が配偶者の産前産後の期間に育児に参加するために取得できるもので、原則1日を単位としまして、5日以内で承認するということでございます。

	なお、制度の詳細については、教育委員会規則の中で規定することになりますので、改めてお諮りしたいと思います。以上でございます。
委 員 長	第2号議案についてご意見はございますか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
委 員 長	それでは、第2号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
	[「はい」と呼ぶ者あり]
委 員 長	それでは、原案のとおり決定いたします。
	次に、第3号議案を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
教育推進課長	<p>第3号議案は江戸川区学童クラブ事業条例の一部改正です。これも、第1回区議会定例会に向けて立案を請求するものです。</p> <p>4月1日に児童福祉法が改正となることに伴う規定整備でございまして、学童クラブ事業そのものが変更になる点はございません。</p> <p>学童クラブ事業は、児童福祉法の第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を根拠としておりますが、改正により第6条の2は障害児の通所支援等の規定となりまして、条番号が繰り上がり、放課後児童健全育成事業の規定は第6条の3第2項に変わることでございます。よろしくお願いいたします。</p>
吉野委員	障害児の通所支援と学童クラブが関わるということなのでしょうか。
教育推進課長	間に条がひとつ増えただけでして、学童クラブ事業とそこが関連づけられるものではありません。
早川委員	これは、すぐ近くスクールとの兼ね合いはないのですよね。
教育推進課長	すぐ近くスクールは、ここでいう学童クラブ事業も含めて行っているものですが、この条例改正との関わりはありません。

委 員 長	それでは、第3号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

閉会時刻 午後2時16分